

○湖北環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

〔昭和44年3月15日〕
条例第5号

改正 平成18年2月15日 条例第4号

湖北環境衛生組合職員の職務に専念する義務の特例に関しては、石岡市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年石岡市条例第44号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年8月1日から適用する。

附 則（平成18年2月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年10月1日から適用する。